

教職員の不祥事の根絶を求める決議

令和元年度に、わいせつ行為等により懲戒免職処分を受けた埼玉県教職員の数は、11人に上る。

本市においては、わいせつ行為及び薬物所持等の事件により懲戒免職処分を受ける教職員が、平成28年度から今日まで毎年発生し、これまで5人に上っている。

また、市内小中学校において、処分に至らない事件や事故も毎年発生している状況である。

教職員の不祥事が続くことは、これまでの教育と教職員への信頼をなくす。

本来、学校が信頼され、教職員が尊敬されてこそ、児童生徒のためにより良い教育となる。

所沢市教育委員会が総力を挙げ、本市で相次ぐ教職員の不祥事の連鎖を断ち切り、市民の教育行政に対する信頼の回復に取り組むべきであり、教職員一人一人がその職務の重みを再認識することが今、重要である。

よって、所沢市議会は、所沢市教育委員会が教職員のわいせつ行為及び薬物所持等の原因を解明し、そして、不祥事を根絶するよう、綱紀粛正を徹底し、再発防止に全力で取り組むことを強く求めるものである。

以上、決議する。

令和2年12月21日

所 沢 市 議 会